

特別養護老人ホーム湯之里園
短期入所生活介護事業運営規程

第1条（事業の目的）

社会福祉法人錦江会が開設する特別養護老人ホーム湯之里園（以下「事業所」という。）が行う短期入所生活介護事業、介護予防短期入所生活介護事業及び指定障害福祉サービス事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の短期入所生活介護事業、介護予防短期入所生活介護事業及び指定障害福祉サービス事業者が、要支援、要介護者並びに障害福祉サービスを必要とする身体障害者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

1. 指定短期入所生活介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止の予防に資するよう、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。利用者の自己決定を尊重し利用者本位のサービスの提供を基本として利用者の選択に十分応えることができるようサービスの質の向上を図っていく。
2. 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 社会福祉法人 錦江会 湯之里園
2. 所在地 鹿児島県指宿市東方828番地ロ

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

1. 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. 短期入所生活介護従業者
 - 医師 1名以上（非常勤）
利用者の診療及び保健衛生の管理指の業務に従事する。
 - 生活相談員 2名以上（社会福祉主事）
利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。
 - 看護職員 3名以上
医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。
 - 介護職員 34名以上
利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。
 - 栄養士 1名以上
給食管理、利用者の栄養指導に従事する。
 - 機能訓練指導員 1名以上
利用者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練・指導に従事する。
 - 介護支援専門員 1名以上
利用者の介護支援に関する業務に従事する。

短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護、指定予防短期入所生活介護及び指定生活支援サービスの提供にあたる。

3. 事務職員 2名以上
事務所の経理の事務等を行う。

第5条（利用定員）

当該事業所における指定短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び指定障害福祉サービス事業を含む利用者定員は12名とする。

第6条（短期入所（指定障害福祉サービス）を提供する主たる対象者）

事業所において短期入所を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）

第7条（指定短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び指定障害福祉サービスの内容及び利用料等）

1. 事業所が行う事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所生活介護
(2) 管理栄養士配置加算
(3) 送迎
(4) 指定障害福祉サービス（身体障害者（肢体不自由・視覚・聴覚・言語・内部））
(5) 介護予防短期入所生活介護

2. 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の利用者負担の割合により算定した額とする。

3. 指定障害福祉サービス利用料の額は、当該利用者の属する市町村長が定める基準により算定した額とする。

第8条（その他の費用）

その他利用者が負担すべき費用

1. 朝食 345円 昼食 600円 夕食 500円

2. 滞在費（1日） 855円

※ 介護保険負担限度額認定別(1日)

- ・食費 1段階 0円 2段階 600円 3段階① 1,000円
3段階② 1,300円 4段階 1,445円

・滞在費（多床室）

- 1段階 0円 2.3段階 370円 4段階 855円

3. 理美容代その他 実費相当分

1～3を徴収する場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

第9条（通常の送迎の実施地域）

通常の送迎の実施地域は指宿市・鹿児島市の区域とする。

第10条（サービスにあたっての留意事項）

1. サービス提供を受けようとする利用者は、サービスの利用の際に体調の異常や異変があれば、その旨申し出ること。
2. サービス提供を受けようとする利用者は、他の利用者の迷惑にならないよう、従業者の指示に従うこと。

第11条（緊急時における対応方法）

従業者等は、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は、あらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

第12条（非常災害対策）

非常災害に関しては、社会福祉法人錦江会湯之里園で定めてある消防計画によるものとし、利用者の安全を最優先に確保する

第13条（その他運営についての留意事項）

1. 従業者の研修

介護職員等の資質向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、そのための業務体制を整備する。

- イ) 採用時研修 採用後
- ロ) 継続研修 年12回以上

2. 秘密保持

従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

第14条（苦情処理）

1. 本事業所は提供した指定短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び指定障害者福祉サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受けるための窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善処置、利用者及びその家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じるものとする。
2. 本事業所は、提供した指定短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び指定障害者福祉サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件提出若しくは、提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 本事業所は、市町村から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
4. 本事業所は、提供した指定短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び指定障害者福祉サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言

に従って必要な改善を行うものとする。

5. 本事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

第15条（虐待防止に関する事項）

1. 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。
 - 一. 虐待防止検討委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 二. 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三. 従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的を開催するために、研修計画を定める。
 - 四. 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ速やかに通報するとともに、再発防止策を講じる。

第16条（事故発生時の対応）

1. 本事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び指定障害者福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
2. 本事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。
3. 本事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び指定障害者福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
4. 本事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第17条（個人情報の保護）

短期入所生活介護、介護予防短期入所介護及び指定居宅生活支援事業の従業者は、法令に基づき適切な個人情報の管理・保護に努め、必要な場合利用者及びその家族の同意を得て短期入所生活介護において適正に必要な個人情報を取り扱うことが出来るものとする。

第18条（記録の整備）

1. 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
2. 利用者に対する短期入所生活介護、介護予防短期入所介護及び指定居宅生活支援事業の提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から5年間保存する。

第19条（その他運営に関する重要事項）

1. 短期入所生活介護、介護予防短期入所介護及び指定居宅生活支援事業の会計は、他の会計と区別し、毎年4月1日から3月31日までの会計期間とする。
2. 短期入所介護、介護予防短期入所介護及び指定居宅生活支援事業の運営規程の概要、介護職員、その他の職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。
3. 事業者は、サービス提供を利用者に強要又は、サービス提供事業者から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
4. 事業者には、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。又、居宅サービス計画、

サービス担当者会議、居宅支援の提供に関する記録整備を完結の日から5ヶ年保存しなければならない。

附則 この規程は平成12年4月1日から施行する。

この規程は平成15年4月1日から施行する。(支援費制度開始に伴う改正のため)

この規程は平成17年10月1日から施行する。(実費負担額改正のため)

この規程は平成18年10月1日から施行する。(障害者自立支援法に伴う改正のため)

この規程は平成19年12月1日から施行する。

この規程は平成25年10月1日から施行する。

この規程は令和3年8月1日から施行する。(第8条その他の費用)

この規程は令和6年3月1日より施行する。(第2条運営の方針の追加及び第15条虐待防止に関する事項の変更)